総合評価落札方式（設計・施工・工事監理評価型）について

（ 趣　旨 ）

総合評価落札方式は、公共工事の品質確保、ダンピング防止などを目的に、価格と技術提案を総合的に評価し、優れた案を提示した者を落札者として決定する方式です。設計・施工・工事監理評価型では、技術的な工夫の余地が小さい工事（簡易型）を対象とし、設計・施工・工事監理計画についての技術提案を評価する取組です。

（制度概要）

1　評価方法

入札参加者が提出する技術提案を点数化し、算定式で得た数値「評価値」が最も高い者を落札者とします。「評価値」は、「技術評価点」を「入札価格」で除して算出（除算方式）します。

【算定式】

評価値 ＝ 技術評価点/入札価格
＝｛標準点（90 点）＋（設計・工事監理体制評価点＋施工体制評価点＋加算点）｝/入札価格

2　落札者決定のイメージ

入札参加者が①～⑤（「入札価格」が「失格基準価格」以上で「予定価格」以下）について「技術評価点」を算出し、「入札価格」で除した「評価値」が最も高い⑤が落札者となります。（下図参照）

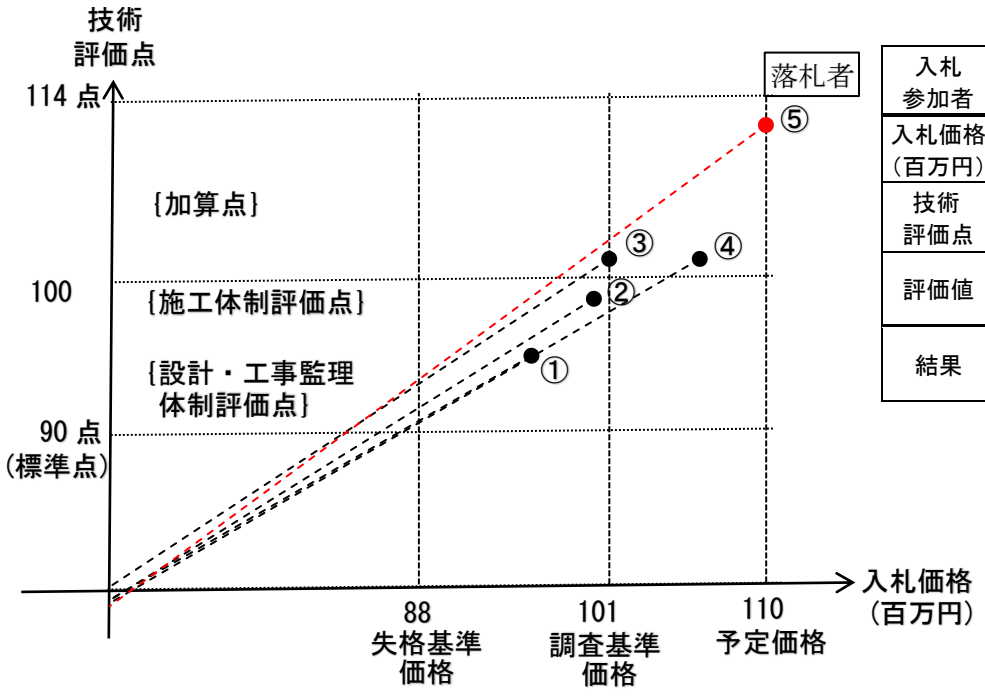

入札参加者	①	②	③	④	⑤
入札価格（百万円）	93	100	101	105	110
技術評価点	95	99	103	103	113
評価値	102	99	101	98	103
結果	2位	4位	3位	5位	1 位

【想定価格】
予定価格　　：110（百万円）
調査基準価格：101（百万円）
失格基準価格：　88（百万円）

３　対象工事

設計、工事監理、施工体制等の差異が品質等に影響する工事を対象とし、予定価格は７千万円（設備工事は１千５百万円）以上とします。高度な施工技術や工期短縮などの技術提案は求めません。

４　「技術評価点」の評価項目及び評価基準（配点方法）

「技術評価点」は、標準点（90 点）に下記点数を加算します。

(1) 設計・工事監理体制評価点　（満点１点）

〇設計・工事監理体制の確保

■品質確保の実行性　　：コンプライアンス、組織体制等を対象とし、法令遵守のための社内体制や従業員への行動規範などの教育実施状況を評価。
【上位１社に最高点(3/3 点)。2 位以下は次点(1/3 点)又は最低点(0 点)】

(2) 施工体制評価点　（満点９点）

〇施工体制の確保

■品質確保の実行性　　：コンプライアンス、安全体制等を対象とし、法令遵守のための社内体制や、従業員への行動規範の教育実施状況などを評価。
【上位１社に最高点(12/3 点)。2 位以下は次点(4/3 点)又は最低点(0 点)】

■施工体制確保の確実性：下請け会社の体制、工事費内訳書、資材・労務の調達計画等を対象に、計画内容、科目ごとの価格の妥当性などを評価。
【上位１社に最高点(15/3 点)。2 位以下は次点(5/3 点)又は最低点(0 点）】

(3) 加算点　（満点 14 点）

〇施工計画

■施工上配慮すべき事項：工事における配慮事項（仮設計画、騒音振動対策、飛散防止、資材搬出入、産業廃棄物処理、課題など）を評価。
【上位１社に最高点(21/3 点)。2 位以下は次点(12/3 点)又は最低点(0 点）】

■工程表の適切性　　：主な工種の工期、関係性、課題などを評価。
【上位１社に最高点（4/3 点)。2 位以下は(0 点）】

〇企業の施工能力

・工事成績　　：県、公社等発注の工事成績の点数を評価。（４件まで）
・社会貢献点数：入札参加資格者名簿の社会貢献評価数値を評価。

〇配置予定技術者の技術力

・主任（監理）技術者又は現場代理人として担当した県、公社等発注の当該工種の工事の工事成績を評価。（２件まで）
・設計者が建築士法に基づく研修会に参加した実績を評価
・当該工種の継続学習制度（CPD）の推奨単位以上の取得を評価。
※建築工事の場合は、年間 12 単位以上必要。

〇地域建設業者の育成

・本店の所在地が県内（又は指定地域）の場合を評価。
・元請け又は下請負人が県内（又は指定地域）の場合を評価。